

青森県建築工事積算基準等資料

「青森県建築工事積算基準等資料」は、「青森県建築工事積算基準」、「青森県建築工事共通費積算基準」(以下「共通費基準」という。)等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたものである。

第1章 工 事 費

1 数値の取り扱い

設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように調整する。

2 新たな追加の工事等の取り扱い

(1) 以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」(以下「当初請負比率」という。)を乗じない。

① 新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することができない特別な状態が生じ、以下のイ. からニ. の新たな種類の工事を追加する場合の費用。

イ. とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る）

ロ. 地盤改良

ハ. 土壤汚染処理

ニ. 石綿含有吹付材及び保温材等の処理

ホ. 上記イ. からニ. に伴う発生材処理

② 公共料金

現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用

(2) (1) ①の新たな追加工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、消費税等相当額を加えて得た額とする。

3 工事の一時中止に伴う増加費用

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)に基づき、当該費用の内容(項目・数量)の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。

(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。

- ① 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。

イ. 工事現場の維持等に要する費用

工事現場の維持等に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

ロ. 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

ハ. 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

- ② 中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等に要する費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。

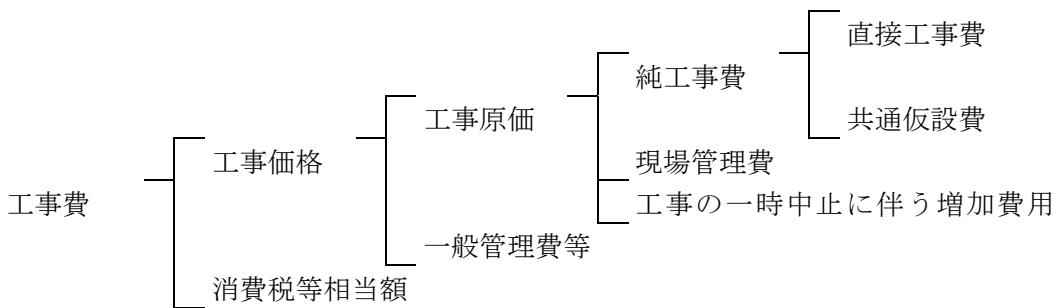
- ③ 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。

- ④ 契約保証費にかかる補正を行わない。

(4) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。

(5) 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。

このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



4 産業廃棄物税の算定について

産業廃棄物税の算定については、表－1の各品目の処分方法に対応する減量化率により、産業廃棄物税相当額を計上するものとする。

表－1 各品目の処分方法に対応する減量化率

品目	処分方法	減量化率
廃プラスチック・発泡プラスチック系断熱材	焼却	0.25
汚泥	固化又は乾燥	0.95
	脱水	0.75
そのほか	—	1.00

第2章 共 通 費

1 共通事項

(1) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

- ① 共通仮設费率、現場管理费率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
 - イ. 共通仮設费率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設费率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。
 - ロ. 現場管理费率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理费率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。
 - ハ. 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
- ② 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

(2) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

- ① 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合

イ. 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

ロ. 主たる工事以外のいづれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合も、原則として① イ. (イ) 及び (ロ) による。ただし、工事内容、工事費及び工期から適切と判断できる場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

ハ. 共通費の算定手法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

② 昇降機設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合

イ. 当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、
①イ. による。

ロ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

(3) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

① 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ロ. 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ハ. 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

② 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定する。

(4) 営繕工事のいづれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。

(5) 後工事の取り扱い

同一建築物又は同一敷地内の同種の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、契約済みのすべての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。

（6）工事に伴う湧水の排出費用

共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）は含まないものとする。

（7）新営工事における主体構造物にかかる鉄骨工事の補正に関する取り扱い

① 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取り扱い

鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目を補正の対象とする。

（8）とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定

以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

- ・特殊な室内装備品(家具、書架及び実験台の類)工事
- ・造園工事
- ・舗装工事
- ・とりこわし工事
- ・さく井設備工事、等

（9）指定部分及び指定部分工期の取り扱いについて

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期(T)に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

（10）設計変更における共通費の算定

① 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、第1章 2 (1) ①の新たな追加の工事（以下「当初請負比率を乗じない工事」という。）の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

ロ. 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当初請負比率を乗じない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

ハ. 一般管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当初請負比率を乗じない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。

② 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費は、当初請負費率を乗じる工事、当初請負比

率を乗じない工事に区分して算定する。

2 共通仮設費

(1) 共通仮設費の区分

共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事（補正率が1.0の場合を除く）、とりこわし工事及び処分費に区分して算定する。

なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事（補正率が1.0の場合を除く）、とりこわし工事及び処分費以外をいう。

(2) 共通仮設費の算定方法

① 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

a 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、次のb及びcより算定し、原則として現場説明書又は特記仕様書等に明示する。

b 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された入札執行日から工期末までの日数を元に、次の(a)又は(b)により減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

(a) 青森県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条に該当する工事は、入札執行から本契約までの期間を減じる。なお、本契約とは、発注者が本契約を成立させる旨の意思表示をした日とし、この場合において、通知期間等を考慮し、議案提出議会の議決日から7日目の日とする。ただし、議決日が未定の場合は、前年度の当該議会の議決日として扱う。

(b) 上記(a)に該当しない場合は、入札執行から契約までを考慮し7日を減じる。

c 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、共通仮設費を要しないと想定される期間に限り、減じることができるものとする。

なお、減じる場合の理由については、現場説明書又は特記仕様書等に明示する。

d 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準2(4)の場合は、原則として共通仮設費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、1(7)による。

(ハ) 監理事務所を設けない場合の補正

a 建築工事において、共通費基準2(3)表-5に挙げる監理事務所（監督員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（K_r）に以下の補正值を乗じる。

直接工事 事費(P)	1000万円 未満	1000万円以上50億円以下	50億円を 超える
補正值	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \log_e P$	0.988

- ※1 補正式による値は小数点以下4位を四捨五入するものとする。
- ※2 設計変更においては、変更後の直接工事費に対応した変更後のK_rに乗ずる。
- (ニ) とりこわし工事を含めて発注する場合
とりこわし工事は新営建築工事の率を準用する。
- (ホ) リース料の取り扱い
仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設费率により一般工事の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。
- (ヘ) 直接工事費が共通費基準 別表-1で定める範囲を外れる場合
原則として算定式により算定された率を採用する。
- (ト) 共通仮設费率の留意事項
- a 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。
 - ・屋外に存放された資材等の移動、養生に要する費用
 - ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用
 - b 共通仮設费率に含まれる動力用水光熱費
 - ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事用）
 - ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事用）
- (ロ) 積み上げによる算定
以下の項目については、共通仮設费率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。
- (イ) 準備費
敷地測量、道路占有料、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器及び機器等の移動・復旧に関する費用
- (ロ) 仮設建物費
- a 宿舎、設計図書による現場環境改善費用
 - b 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用
 - c 建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容
- (ハ) 工事施設費
仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用
- (ニ) 環境安全費
安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の養生シートの全面掛け払い、防音パネルの全面掛け払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用
- (ホ) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

(～) 機械器具等

a 新規工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

- (共通事項)
1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
 2. R C 造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
 3. $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。)
 4. $N = \text{階数}$
 5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
 6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
 7. 階数が2階以下かつ建築面積が 250 m^2 未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
 8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。

表2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数	規格	存置日数	備考
1	25 t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25 t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25 t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25 t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25 t	$31.2 \times A + 24.4$	

表2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数	規格	存置日数	備考
B 1	25 t	$9.5 \times A$	

表2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数	規格	存置日数			備考
		100 m ² 未満	300 m ² 未満	500 m ² 未満	
P 1	25 t	4	5	6	

表2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数	規格	存置日数	備考
1	16 t	$2.3 \times A$	
2	16 t	$5.4 \times A$	
3	16 t	$8.5 \times A$	
4	ロングスパン工事用 エレベーター1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積1,000 m ² ごとに1台

5	ロングスパン工事用 エレベーター1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000m ² ごとに1台
---	-------------------------	-------------	-------------------------------

表2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数(N)	規格	存置日数	備考
B 1	16 t	6.4×A	

b 改修工事における荷揚げ用揚重機械器具の費用

機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

(ト) 冬期仮設費

冬期間において必要とされる以下の項目に要する費用は、施工内容、施工条件等の工事毎の実情に応じ、適宜積み上げにより算定して加算する。

なお、適用できる期間は、寒中コンクリート適用期間とする。

- ・防寒等のための上家及び側仮囲い
- ・コンクリートの温度管理に要する採暖養生費
- ・除雪費

(チ) 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用

(リ) その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、以下の試験費を積み上げにより算定する。

- ・骨材アルカリシリカ反応性試験費
- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析する石綿含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験費
- ・PCB含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比(CBR)試験
- ・現場CBR試験
- ・上記に類する各種試験費

(2) 処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

3 現場管理費

(1) 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

(2) 現場管理費の算定方法

① 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 現場管理費等率による算定

(イ) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)

a 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、次のb及びcより算定し、原則として現場説明書又は特記仕様書等に明示する。

b 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、入札公告等に示された入札執行日から工期末までの日数を元に、次の(a)又は(b)により減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

(a) 青森県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条に該当する工事は、入札執行から本契約までの期間を減じる。なお、本契約とは、発注者が本契約を成立させる旨の意思表示をした日とし、この場合において、通知期間等を考慮し、議案提出議会の議決日から7日目の日とする。ただし、議決日が未定の場合は、前年度の当該議会の議決日として扱う。

(b) 上記(a)に該当しない場合は、入札執行から契約までを考慮し7日を減じる。

c 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、現場管理費を要しないと想定される期間に限り、減じることができるものとする。

なお、減じる場合の理由については、現場説明書又は特記仕様書等に明示する。

d 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準3(4)の場合は、現場管理費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第2章1(7)による。

(ハ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。

(ニ) リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

(ホ) 純工事費が共通費基準 別表-2で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

(ヘ) 現場管理費率の留意事項

現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

- ・本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。
- ・検査、試験の支援に要する費用
- ・施工図作成の支援に要する費用
- ・その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用
- ・各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。

- ・本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用
 - ・現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用
- ロ. 積み上げによる算定
- 以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。
- (イ) 要員等の費用
- 条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）
- ② 処分費の取り扱いについて
- 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。
- ③ 支給材を使用する場合
- 支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。
ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。

4 一般管理費等

(1) 一般管理費等の算定方法

- ① 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。
- イ. 一般管理費等率による算定
- (イ) 前払金支出割合による補正
- 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表4-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。
なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

表4-1 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
5以下	1.05
5を超える15以下	1.04
15を超える25以下	1.03
25を超える35以下	1.01

(ロ) 契約保証費について

共通費基準4(1)による契約保証費については、工事原価に表4-2による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表4-2 契約保証費率

内 容	(%)
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04

【公表】

保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
保証の方法3：上記以外の場合	補正しない
注) 契約保証のうち、保証の方法3の具体例は以下のとおり。	
<ul style="list-style-type: none">・ 青森県財務規則（昭和39年青森県規則第10号）第153条第1項第4号の規定により、契約書の作成を省略できる場合・ 青森県財務規則第159条第1項第2号の規定により契約保証金を免除する場合	

ロ. 積み上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

附 則

この運用は、令和4年4月1日より適用する。

この運用は、令和5年4月1日より適用する。

この運用は、令和6年4月1日より適用する。